

令和3年度 学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業
(1) 地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究
(イ) 地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進 公募要領

令和3年2月8日

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

1. 事業名

地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進

2. 事業の趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准や平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」(平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議)では、目指す社会像として「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、その実現と障害者の生涯学習推進に向けた取組として、地方公共団体における実施体制・連携体制の構築、幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進、民間団体等と連携した学びに関する環境整備などを求めている。

これらを踏まえ、本事業では学校卒業後の障害者の社会参加・活躍を一層推進するため、市区町村が民間団体等と組織的に連携した生涯学習プログラムを開発・実施し、成果を全国に普及する。

3. 事業の内容

市区町村が障害者の生涯学習支援に取り組むきっかけづくりのために、民間団体等と組織的に連携して、主に公民館や生涯学習センター等の社会教育施設における、障害者本人や各地域のニーズを踏まえた生涯学習プログラムを開発・実施し、その成果を普及・活用するために、以下の事項について実践的な研究等を行う。

- ① 効果的な生涯学習プログラムの実施
- ② 連携協議会の開催及び効果的な実施体制や関係部局・民間団体等との連携体制の構築
- ③ コーディネーター・指導者等の配置やボランティアの育成・活用等の検討
- ④ 成果等の普及
- ⑤ 広域的な研究成果普及・人材育成等を目的としたブロック別コンファレンスの実施
(任意)

※①～④については必須事項、⑤については、選択事項とする。

4. 事業の委託先

下記に該当する者。

- 市区町村（組合を含む。首長部局であるか教育委員会であるかを問わない。）
- 大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校
- 民間団体（企業、社会福祉法人、NPO法人のほか、実行委員会、コンソーシアム等の任意団体を含む。）

ただし、任意団体については、次の全ての要件を満たすこととする。

- I. 定款、寄付行為又は類する規約等を有すること
- II. 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- III. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- IV. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

※大学、短期大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校及び民間団体においては、地方公共団体の組織等が構成員となる実行委員会やコンソーシアムを立ち上げる等、市区町村が主体的に本取組に関与することが明確となっている場合に限り委託先となり得る。なお、申請する場合には、市区町村の推薦書（別添A-4）の提出を必須とする。

※文部科学省との契約締結は代表機関が行うことになる。事業実施にあたり、代表機関から従たる構成機関へ委託費が支出される場合は、代表機関と従たる構成機関との関係は通常の再委託又は請負関係となることに留意すること。

5. 委託期間

本事業の委託契約期間は、契約締結日から令和4年3月10日（木）までとする。

また、本事業については、必要に応じて最長で3年間の計画とすることができる。ただし、委託契約については年度ごとに締結することとし、契約継続については、各年度の成果を踏まえ、継続することが妥当であると判断された研究を対象とする。

6. 事業規模及び採択数

委託額は総額3,960万円程度、原則として1委託先につき150万円程度とする。採択数は24箇所程度を予定。採択件数は審査委員会が決定する。

但し、「3. 事業の内容」の①～④に加えて、⑤を実施する場合は、上限270万円程度とする。

7. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

8. 企画提案書等の必要書類の提出方法等

(1) 提出書類

- ① 令和3年度「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」企画提案書等（別添A-1）
- ② 企画提案書（別添A-2）
- ③ 経費計画書（別添A-3）
- ④ 推薦書（別添A-4）
- ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑥ 誓約書（別添B）

(留意事項)

- ・この事業を実施するに当たり、事業の一部を再委託することを予定している場合には、再委託に関する事項（別添C-1）及び経費計画書（再委託先）（別添C-2）を提出する。なお、経費計画書（再委託先）（別添C-2）については、再委託先が複数ある場合には再委託先ごとにこれを作成する。
- ・提出書類の用紙サイズはA4縦版とする。また、所定の様式に加え、必要に応じて、詳細に説明するために別途資料を添付することも可とする。なお、別途資料を添付する場合も、A4サイズで作成する。
- ・提出書類の作成にあたっては、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成する。

(2) 提出方法

作成した各様式については電子メールにて提出すること（押印不要）。提出にあたっては、以下に示す事項に注意すること。

- ・Word、Excelにて作成した様式ファイルを電子メールに添付の上、(3)に示す提出先メールアドレスまで送信すること。
- ・メールの件名は「【団体等名】地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進公募提出資料」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・文部科学省からの受領メールの受信をもって、提出完了とする。

(3) 提出先及び公募に関する問合せ先

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

TEL：03-5253-4111（内線 3460）

FAX：03-6734-3719

E-mail：sst@mext.go.jp

(4) 提出期限

令和3年3月1日（月）17時（必着）

(5) その他

事務担当課は、競争参加者からの問合せ等には、公募要領等に記載のない回答に限り、ホームページ等を通じて等しく周知する。

企画提案書等の作成費用については、企画提案者の負担とする。公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は、認めない。また、提出された企画提案書等については、返却しない。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において、提出された企画提案書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該団体等に対し事業の委託を決定する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかにすべての企画提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した企画提案書等の提出を求めた上で、条件を満たしたと審査委員会が判断するものについて採択する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書等の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添B）を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書等を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、企画提案書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12. スケジュール

公募開始：令和3年2月8日（月）

公募締切： 3月1日（月）17時
審査・選定： 3月上旬～4月上旬目途（予定）
契約締結： 5月目途（予定）
契約期間： 契約締結日から令和4年3月10日（木）まで

※契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。
※本公募は、令和3年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

13. その他

- (1) 事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・事業計画書等（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・別紙（銀行口座情報）

14. 別添資料一覧

- 別添A-1 令和3年度「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」企画提案書等
- 別添A-2 企画提案書
- 別添A-3 経費計画書
- 別添A-4 推薦書
- 別添B 誓約書
- 別添C-1 再委託に関する事項
- 別添C-2 経費計画書（再委託先）